

地域医療勤務環境改善支援事業

医師の労働時間短縮に向けた他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善に要する経費を補助

Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業

(長時間労働医療機関への医師派遣を支援するため、対象医療機関に以下の財政的支援を行う。)

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、**長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援**を行う。

【補助対象医療機関】

・地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める派遣受入医療機関及び、当該派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣を実施する派遣医療機関。

【補助対象経費】

- 派遣医療機関にかかる費用
 - ・医師の派遣により逸失した利益
 - ・医師派遣を目的とした寄附講座を運営するための費用
- 派遣受入医療機関にかかる費用
 - ・派遣医師を受け入れるための準備に必要となる費用

【交付要件】

- 派遣医療機関において、
 - ・派遣対象医師が常勤医師として雇用関係が継続していること。
- 派遣受入医療機関において、
 - ・派遣対象医師が常勤または非常勤医師として雇用されていること。
 - ・年の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師を雇用している医療機関で、年の時間外・休日労働時間が720時間を超える36協定を締結していること。
 - ・医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成していること。

【補助基準額】

- ・派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数(派遣医療機関)
- ・派遣医師1人当たり150千円(派遣受入医療機関)

【補助率】

1/2
※補助基準額と補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助上限額とする。



医師派遣元医療機関



※同一法人間は対象外



医師派遣先医療機関

【補助対象経費の考え方】

①派遣医療機関

○医師の派遣により逸失した利益

派遣医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額(※)に、派遣医師ごとに派遣月数及び実派遣勤務日数と派遣元医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数の割合を乗じて得た額の合算額

(※) (入院診療収益+外来診療収益 - (人件費(医療職)+材料費+その他の経費) / 医師数(常勤+非常勤) × 1/12

人件費(医療職)：医師を含むもの(人件費総額を総職員数に対する医療職の職員数の割合により按分して算出)

その他の経費：全ての医師にかかる経費(福利厚生費、旅費交通費、通信費、消耗品費、消耗器具備品費)

○医師派遣を目的とした寄附講座を運営するための費用

地域の実情に応じた診療科の医師の養成のための卒然・卒後の教育に寄与し、養成した医師を地域の特定労務管理対象機関等に派遣することを目的とした寄附講座を運営するための費用

②派遣受入医療機関

派遣医師を受け入れるための準備に必要となる費用

派遣受入医療機関における派遣医師の受入準備等に必要となる旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費等